

2 水道料金が変わる

1市3町の水道料金が統一され、新しい料金になります。



令和4年11月に行われた企業団議会で、1市3町の統一新料金が決定。令和5年4月以降の検針分より新料金が適用されます。ただし、新料金が旧料金を上回る場合は、5年間据え置きとなります(※5年間は現在より料金が上がることはありません)。

【水道料金の計算方法】

基本料金と超過料金を足した金額に消費税を加えた金額で、2か月分をまとめて請求します。料金の計算は、2か月分の水量を1/2にし、1か月ごとの料金を算出。それらを合算して2か月分を計算します。

(例:口径13mm、2か月で45m³を使用した場合(※23m³と22m³に分けて計算))

○23m ³ の計算	○22m ³ の計算	消費税
基本料金 970円(8m ³)	基本料金 970円(8m ³)	(4,825円+4,568円)×10%= 939円
超過料金 257円×15m ³ = 3,855円	超過料金 257円×14m ³ = 3,598円	(1円未満切り捨て)
基本料金+超過料金は 4,825円	基本料金+超過料金は 4,568円	請求金額
		4,825円+4,568円+939円= 10,332円

※45m³を使用した場合、10,332円(新料金)になるため、経過措置(5年間据え置き)が適用され、10,288円(旧料金)で請求します。

【新料金早見表】※2か月分の請求額(税込)

水量(m ³)	口径		水量(m ³)	口径		水量(m ³)	口径	
	13mm	20mm		13mm	20mm		13mm	20mm
0~16	2,134円	2,266円	22	3,830円	3,962円	28	5,526円	5,658円
17	2,416円	2,548円	23	4,112円	4,244円	29	5,809円	5,941円
18	2,699円	2,831円	24	4,395円	4,527円	30	6,091円	6,223円
19	2,982円	3,114円	25	4,678円	4,810円	31	6,374円	6,506円
20	3,264円	3,396円	26	4,961円	5,093円	32	6,657円	6,789円
21	3,547円	3,679円	27	5,243円	5,375円	33	6,939円	7,071円
			28	5,526円	5,658円	34	7,222円	7,354円
			29	5,809円	5,941円	45	10,332円	10,464円
			30	6,091円	6,223円			
			31	6,374円	6,506円			
			32	6,657円	6,789円			
			33	6,939円	7,071円			
			34	7,222円	7,354円			

【新料金表】 (税抜)

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13mm	8m ³	970円	257円
	20mm		1,030円	
	25mm		1,090円	
	30mm		2,880円	
	40mm		5,010円	
	50mm		7,760円	
湯屋用A	—	100m ³	7,750円	120円
湯屋用B	—		12,247円	243円



3 福智町水道事務所窓口が変わる

名称が「福智町水道事務所」から「料金窓口」に変わります。各種お手続きは料金窓口または料金センター(田川市)で受け付けます。

1 市3町の水道事務所が1つになり、「田川広域水道企業団料金センター(田川市役所別館2F)」が4月から開所。福智町水道事務所窓口は「料金窓口」に名称が変わります。場所はこれまで通り(福智町役場本庁舎2階)で、各種手続き(料金の支払い、閉開栓、納付相談等)も引き続き行うことができます。また、料金センターでも各種手続きが可能です。

〈令和5年4月1日からのお問い合わせ先・電話手続き先〉
田川広域水道企業団料金センター(田川市役所別館2F)

☎ 0947-23-2171

※料金の支払いは、これまで1階の収納窓口カウンターに案内してましたが、4月からは2階の料金窓口での支払いとなります。※料金センターでは、電話にて各種手続き(閉開栓、名義変更、納付相談等)ができるようになります。

今回の事業統合による必要な手続きは特にありません。

田川広域水道企業団からのお知らせ

田川広域水道企業団事務局本部
☎ 0947-23-2147

伊良原ダム

1 検針・請求・支払いの時期が変わる

1市3町のご請求やお支払いを隔月にする事で経費の削減やお支払いの手間を省けるようにします。

◎ Meter reading ・ Claim ・ Payment time changes

福智町では、これまで検針・請求・支払いを毎月行っていましたが、令和5年4月から、検針・請求・支払いが2か月に1回に変更。検針を偶数月に行い、奇数月の月末までの支払いとなります。

福智町	令和5年3月まで	令和5年4月から
検針	毎月	2か月に1回(偶数月)
請求	毎月	2か月に1回
支払	毎月	2か月に1回

【スケジュール】(例:4月検針の場合)



※検針票発行と納付書発行が同じご家庭・事業所有り

【検針:(偶数月)】

検針期間が長くなります。これまで、1日~8日程度で検針を行っていましたが、令和5年4月検針分から4日~20日程度になります。検針票には2か月分使用した水量や金額等が記載されます(2か月使用した場合)。

【請求(納付書発行)】

検針票と納付書が同時発行のご家庭・事業所等は、これまで通り、検針日に納付書発行となります。それ以外の納付書発行のご家庭・事業所等は、奇数月の上旬に郵送します。

【支払(納付書・口座振替等)】

支払い方法は、これまで通り、口座振替・窓口払い・コンビニ払いになります。口座引き落とし日は検針翌月の25日(土日祝の場合:翌営業日)。納付書払いの納付期限は、検針翌月の月末になります。

料金の値上げ幅を抑え 水道供給の効率化へ

1市3町の水道事業を統合し、生まれ変わる田川広域水道企業団。ここでは、令和5年4月から大きく変わる3つのことを紹介します。

※1市3町:田川市・川崎町・糸田町・福智町

